

静岡県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月10日

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

静岡県監査委員 和田 篤夫

静岡県監査委員 曳田 卓

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機政策課	令和元年9月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 意見 2 件名 第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知 3 内容 第4次地震被害想定を踏まえた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、平成25年度から令和4年度までの10年間で想定される犠牲者を8割減少させることを目指し、各アクションの達成に向けて取り組んでいるところです。 平成29年度に静岡県の実情等を踏まえ3つのアクションの追加、6つのアクションの見直しを行ったのに加え、平成30年度に4つのアクションの追加等が行われました。また、追加により183となったアクションのうち167のアクションが順調に進捗しているなど、成果が現われています。 一方、平成27年度末時点での減災効果の試算では、概ね3割の効果が認められていますが、災害はいつ起こるか分からないことから、引き続き、犠牲者の8割減少達成に向けて、県民や行政、防災関係機関等が一体となって、アクションプログラムの迅速かつ着実な達成に努めてください。	
【措置の内容】 減災目標の確実な達成に向け、アクションプログラムの一層の推進を図るため、副知事を本部長とする「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013推進会議」を開催するなどして、アクションの進捗管理や追加・見直しなどを行っております。 減災効果については、平成29年度末時点で想定犠牲者105,000人に対し約39,200人、概ね4割減の効果が認められ、これまで、アクションプログラムを積極的に推進してきた成果が現れております。 また、アクションプログラムの進捗状況等について、県ホームページに掲載するなどし、県民や市	

町、防災関係機関等と一体となって、推進に取り組んでいます。

引き続き、進捗の遅れているアクションの取組の加速や全庁的連携による効果的な施策展開を図り、減災目標の確実な達成を目指してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
法務文書課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 新たな文書管理制度の検討</p> <p>3 内 容 国における公文書の不適切な管理が明らかになったことがきっかけとなり、国や自治体の公文書管理の適正化に関する社会的要請が高まっている状況を踏まえ、本県においても新たな公文書管理制度について検討が進められています。</p> <p>公文書は、単なる行政組織内部の文書としてだけではなく、県民共有の財産であるということを念頭に置き、保存や利用などの公文書管理の在り方について、県民視点を持って検討を進めて下さい。</p> <p>また、文書の電子化や適切な保存管理の推進には、使い勝手の良い効率的なシステムを構築することが重要となります。現行システムの課題を分析・整理したうえで、使用する側の意見を取入れ、利便性が高く、職員の負担とならない実効性のあるシステムの構築に取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>現行の文書管理制度は、「公文書が県民共有の財産と位置付けられていない。」「電子文書及び歴史的公文書の保存や廃棄等のルールが整備されていない。」「文書管理のルールが機関ごとに整備されているため、統一ルールが存在しない。」といった課題を抱えています。</p> <p>また、システム面においても、「電子決裁が十分活用されていないため、事務の効率化が行えていない。」「電子文書の保存ルールが無いため、適切な保存管理ができていない。」といった課題を抱えています。</p> <p>こうした課題を解決するため、平成31年4月に、公文書管理や法律などの専門的知見を有する外部有識者で構成する「静岡県公文書管理の在り方検討委員会」を新設し、公文書管理に関する条例の制定と、新たな文書管理システムの整備に向けて、具体的な検討を進めています。</p> <p>令和元年度は、新たな文書管理ルールを検討し、条例の骨格を整備するとともに、新しいシステムの整備方針を策定することとしています。</p> <p>条例については、公文書は県民共有の財産であるという視点を基本理念として認識し、公文書の適切かつ効率的な管理等に向けたルールを検討してまいります。</p> <p>また、新しいシステムについては、職員の利便性向上の観点や、コスト面等から、最善の整備手法を検討してまいります。</p> <p>具体化に当たっては、職員の声聞き、実情を調べながら、職員が受け入れられるような制度・シ</p>	

システムとなるよう、検討を進めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県民生活課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 消費者教育の推進</p> <p>3 内 容 消費者教育の推進のため、平成29年度に消費者教育講師養成講座を実施し、平成30年度には、養成した講師を出前講座へ派遣する取組が行われ、出前講座115回のうち、23回が消費者教育講師により開催されるなど、養成された消費者教育講師の活用が図られてきています。</p> <p>しかし、消費生活に関する苦情相談は横ばい傾向が継続し、また、成果指標の「消費生活相談における被害額」は依然として高い水準にあります。</p> <p>そのため、消費者教育講師を積極的かつ効果的に活用すること等により、消費者の自立を支援する消費者教育のより一層の推進を図るとともに、これまで以上に警察等の関係機関と連携を密にし、詐欺事案等の消費者被害防止の取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>消費者教育出前講座では、消費生活相談員に加え消費者教育講師も活用しながら、地域における自治会や老人会などの会合、企業や組合などの研修や学校等様々な場において、悪質商法の手口やその対処法など消費者トラブルに遭わないための講座を実施しています。</p> <p>令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若者が消費者被害に遭う可能性が増すため、令和2年度から新たに、成年を迎える前に必要な消費生活の基礎知識を体系的に習得できる「高校生消費者教育出前講座」を開講します。この講座の講師として消費者教育講師を活用し、高校生の消費者被害の未然防止を図ってまいります。</p> <p>また、消費者被害防止に向けた関係機関との連携については、県と県警との連携協定に基づいた情報共有により、悪質事業者による被害拡大防止に努めており、加えて令和元年12月には、県警、福祉関係者、司法関係者、教育関係者等を構成員として、消費者安全法に基づいた「消費者安全確保地域協議会」を設置したところです。消費者被害を未然に防止するため、今後一層関係者の連携を密にし、消費者安全の確保に取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
多文化共生課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 「やさしい日本語」の普及推進</p> <p>3 内 容 在住外国人とのコミュニケーション手段として、また、災害時の情報発信手段として「やさしい日本語」が有効であることから、「やさしい日本語」の普及への取組がなされています。</p> <p>しかし、取組市町数は、基準値の2016年22市町から1市町が追加された23市町に留まり、未だ12市町において取組がされていません。取組未実施の11市町は、外国人人口が1,000人未満と少なく、既に外国語による情報発信がされているなど外国人住民に対する一定の配慮がされている、多文化共生を推進する専門の部署がない等により、「やさしい日本語」の理解や役場内での働きかけが十分に行えていない状況です。</p> <p>平成31年4月には新たな在留資格である「特定技能」が創設され、また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の増加が見込まれる中、「やさしい日本語」の活用は観光又は在住外国人が日本文化への理解を深める上でも重要なものであることを踏まえ、取組未実施の市町に対し、「やさしい日本語」の必要性への理解を深め、早期の普及に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>現在、「やさしい日本語」使用への取組のない市町は、主に東部地域の市町であることから、令和元年度内に、東部地域において観光関連をテーマとした「やさしい日本語」の有効性や作り方を学ぶ「やさしい日本語」講座を開催し、取組が進んでいない市町に参加を粘り強く促していきます。</p> <p>また、令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として外国人観光客の増加が見込まれるため、市町のみならず、県庁内においても「やさしい日本語」の取組を一層促進するとともに、民間企業等に対しても「やさしい日本語」の活用を呼び掛けることで、外国人が本県に来て困らない「言葉の壁のない静岡県」の構築に取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
建築安全推進課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県耐震改修促進計画の推進</p> <p>3 内 容 想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進しているところです。</p> <p>多数の者が利用する特定建築物に対しては、耐震診断結果の公表、耐震化が必要な建築物所有者の個別訪問、支援制度や補助制度の説明等により、耐震化率の増加が見られるなどの成果が現われています。</p> <p>住宅についても、高齢者世帯等を中心に、耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問や木造住宅の耐震補強工事に対する新たな助成制度等により、補強済み住宅は順調な増加が見られますが、令和2年度目標としている95%の達成は難しい状況にあります。</p> <p>プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業は「命を守る安全な地域づくり」における重要な施策のひとつです。市町との連携を密にしながら、建築物の耐震化率を大きく伸ばしてきたことは評価するところですが、目標とする耐震化率達成に向け、より一層、命を守る耐震化の促進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>住宅については、耐震化に消極的な高齢者世帯に対し、平成30年度に最大120万円まで拡大した耐震補強助成制度を周知するほか、耐震化に踏み出した高齢者の事例を紹介するリーフレットを活用して、補強設計を行ったものの工事に着手していない世帯への戸別訪問や、地域のシニアクラブへの出前講座を実施し、耐震化の重要性を啓発していきます。</p> <p>また、ホテル、旅館等の多数の者が利用する建築物については、所有者への個別訪問等を通じて支援制度等について丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導していきます。</p> <p>さらに、緊急輸送路等の沿道建築物については、道路を閉塞する恐れのある建築物の所有者に対し、平成31年4月に耐震診断の実施、結果報告を義務付けたことから、報告期限の令和4年3月末までに確実に診断を完了させるため、所有者からの依頼に基づき県が直接耐震診断を実施する体制を整えました。</p> <p>今後も、市町と連携を図りながら想定される巨大地震から県民の生命、財産を守るため、一層の耐震化の促進に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 文化政策課の非常勤職員は、平成30年12月に静岡市内の書店において雑誌2冊から付録の腕時計とバッグ、計2,000円相当を盗んだ容疑で、平成31年2月に逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事案の発生を受け、平成31年2月19日に文化・観光部長から部内全職員に向けてメールを送信し、綱紀粛正の徹底を図っています。また、臨時・非常勤職員を対象として、改めてコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を平成31年2月21日に実施しました。</p> <p>今後も、このような事態が二度と起こらないよう、コンプライアンスに関する全庁的な取組のほか、部内で任用する臨時・非常勤職員に対し、採用直後に実施している研修を充実させる等、コンプライアンス意識を高める取組を実施していきます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 オリジナル文化プログラムの推進</p> <p>3 内 容 文化プログラムの目的として「文化資源、地域資源、人的資源の顕在化」「文化・芸術の地域・社会課題対応への活用」が掲げられています。平成30年度においては県民からの「地域密着プログラム」を12件採択しこれを支援したほか、文化プログラム推進委員会が企画し県内文化団体が実施する「県域プログラム」についても本番に向けての準備が進められています。</p> <p>また、文化プログラムの効果の測定に関しては「静岡県文化プログラム評価設計調査」を行いました。評価基準の策定には至っていません。策定に当たっては県民の理解が得られるような評価基準となるよう十分検討してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>静岡県文化プログラム推進委員会では、県内文化団体の行う文化プログラムについて、2020年以降のレガシーとして残すため、現在支援している公募によるプログラムを対象（素材）とした、評価制度の設計に取り組んでいます。</p>	

具体的には、平成30年度の評価設計調査で、「多様性と包摂性」「先進性と適応性」「地域資源の発掘・社会課題への対応」等を評価基準として設定したことから、令和元年度はこれを実際に採択団体に適用し、各団体の活動の成果を説明できるよう進めております。

評価基準については、必要な改良を随時行い、より良い評価が行えるよう努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進</p> <p>3 内 容 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、平成30年度には大会運営、おもてなし及び機運醸成の各分野において、交通渋滞対策の検討、都市ボランティアの募集、イベント開催といった取組が行われました。自転車ロードレースのコースの公表、テストイベントの実施等によりこれまで以上に具体的な対応が求められますが、関係団体、市町と連携し、様々な課題や懸案を着実に解決して大会の成功に万全を期してください。</p> <p>また、大会に本県から多くの選手が出場し、その活躍が県民に夢と感動を与えられるよう選手強化、指導者養成にも徹底して取り組んでください。</p> <p>さらに、大会後もその効果が継続されるようレガシーの構築に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、テストイベントや大会開催前の節目イベント等を通じて、「開催準備」「おもてなし・機運醸成」「レガシー創出」の取組を実施するとともに、関係団体、市町と連携し、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技静岡県開催推進委員会を軸に、大会の成功に向けて、全県一丸となって大会準備を推進していきます。</p> <p>また、関係団体との連携により、指導人材の育成に取り組むとともに、多くの選手が本県から大会に参加し活躍するようオリンピック・パラリンピック強化指定選手等の活動を支援していきます。</p> <p>さらに、大会後のレガシーとして、本県が「サイクルスポーツの聖地」となるよう、知事を議長とする「静岡県サイクルスポーツの聖地創造会議」において、県・市町・民間団体等でビジョンを共有するとともに、地域で活動するサイクル団体等と協働しながら、大会後に広く一般県民の利用に資するマウンテンバイクコース等の整備を行うなど、大会会場の活用やサイクルツーリズムの推進等に取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部、機関名非公表	令和元年9月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生及び報告懈怠 3 内 容 健康福祉部の課長級の職員は、令和元年5月に公務外において交通違反（著しい速度超過）を犯し、当該違反について所属への報告を怠っていた。	
【措置の内容】 当該局では、日頃から局を挙げて、交通三悪（飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転）の撲滅や交通事故防止の注意喚起に取り組んでおりましたが、今回の交通違反等の発生を受け、直ちに、交通違反を起こした職員に厳重注意をするとともに、臨時課長会議を開催し、綱紀の厳正保持の徹底を全所属に通知したところです。 特に本件の場合、交通違反により検挙されたにもかかわらず、所属への報告を怠っていたことは重大な懈怠であることから、改めて職員一人ひとりに「ひとたび違反や交通事故を起こしてしまった場合は、速やかに所属に報告すること」を確認しました。 今後も、あらゆる機会を捉えて、交通規範の遵守と交通安全の徹底、特に自らの意思で防止できる交通事犯は絶対に起こさないことに加え、公務上、公務外を問わず、万が一重大な交通違反を犯した場合には速やかに所属長に報告することを繰り返し注意喚起し、再発防止に取り組めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども未来課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 保育士確保対策の推進</p> <p>3 内 容 保育施設の整備等に伴い保育士需要が増加している中、県内の平成30年度の平均求人倍率は3.66倍と高くなっており、保育士の確保対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>このような中、本県では、平成29年度から国の保育士処遇改善策に基づいて独自の保育士キャリアアップ制度を構築し、保育士確保対策に取り組んでいます。さらに平成30年度から研修プログラムが本格的に稼動したことから、今後、これを踏まえ、把握した課題に対応してプログラムの運用を工夫するとともに、保育現場のニーズをよく把握して、国への申し入れを的確に行うなど、対策に積極的に取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度から、処遇改善加算の要件となる保育士等キャリアアップ研修を開始しましたが、受講希望者が定員を大幅に上回る会場もあったことから、令和元年度は受講者のニーズを考慮して会場及び定員を設定しています。</p> <p>また、平成29年度から保育士の処遇改善のための加算が新設されているものの、その配分方法には一定の制約があるため、処遇改善加算の導入を見送り、保育士の処遇改善が実施されていない施設もあります。県では、国に対し配分方法の制約を撤廃し、施設の裁量により配分できるように引き続き要望していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
衛生課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 県民への安全で安心できる食品の提供の実現</p> <p>3 内 容 平成30年度の食中毒発生件数は24件、患者数は1,115人であり、前年度と比べて、発生件数で4件、患者数で720人増加しています。また、患者数100人以上の大規模食中毒事件が2件発生しています。</p> <p>令和2年度には、東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技が県内で開催される予定になっており、国内外から多くの方々が本県を訪れます。</p> <p>大会期間中の来場者の食中毒等の食品による健康被害が生じた場合、その影響が大きく、そのリスクを低減させるため、食品関連施設への監視指導を行うとともに、関係者への食中毒予防の啓発を行うなど、食中毒対策の強化に取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>食中毒防止対策のため、大量調理施設に対する重点的な監視指導の実施や食中毒警報の発表による県民への注意喚起等を行っています。</p> <p>また、これに加え、令和元年度には、食中毒患者数の半数以上を占めるノロウイルス食中毒防止対策として、リスクチェック票を活用した事業者の自主衛生管理を強化する事業で明らかになった従事者の健康管理、トイレの衛生管理等の課題を踏まえたうえで、各施設の点検結果を基に、効率的な指導を行っています。</p> <p>特に、東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技を含む大規模イベントの食中毒防止対策につきましては、静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、「開催前の関係施設に対する食品衛生指導」において、宿泊施設や弁当の調製などの大量調理施設に対する監視指導を実施するとともに、営業者に対して衛生講習会を行い、衛生意識の向上を図ることにより、大会中の食中毒の予防に努めていきます。</p> <p>さらに、開催期間中に発生した食中毒への対応につきましては、関係部局と連携して、迅速に原因究明の調査等を行い、食中毒の拡大防止対策を講ずることとなるため、開催前に大会関係者と保健所間の連絡体制を構築していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
商工振興課	令和元年9月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 電気工事士免状交付申請書の紛失 3 内 容 県あてに郵送された第一種電気工事士免状交付申請書1件を紛失していた。	
【措置の内容】 ①事実確認後、速やかに先方に謝罪し、再度交付申請をしていただきました。（平成30年10月16日免状交付） その後、再申請手続きに要した費用の損害賠償について協議を行い、平成31年1月28日に先方との和解が成立しました。 ②再発防止策として、商工業局全職員に、重要書類が他の書類に紛れ込み、紛失することがないよう、机上や机周りの業務書類の整理・整頓することなどを周知徹底しました。 併せて問題発生直後の平成30年9月から、受け渡し過程を追跡できるよう、「受け渡し簿」を整備するとともに、郵便物を確実に担当者に手渡ししています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
新産業集積課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 EV・自動運転化等技術革新への対応</p> <p>3 内 容 世界的に進むEV（電気自動車）化や自動運転など、次世代技術の対応が喫緊の課題となっており、タイミングを失すれば輸送機器を主力とする県内産業に大きな影響を与える可能性があります。</p> <p>エンジン関連部品の減少、情報通信技術との融合など、予想される技術課題に早期に対応するためには、個々の企業努力だけでなく、次世代自動車センターを中心とした、伴走する支援者の的確な分析と助言が欠かせません。</p> <p>本県では、平成30年6月に、「静岡県EVシフト・自動運転化等対応研究会」が発足し、産学官連携のもとで課題対応への方向性と具体的な取組を示されたので、引き続きスピード感を持って積極的に取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県では、「静岡県EVシフト・自動運転化等対応研究会」報告書の意見を受け、令和元年度は、「次世代自動車センター」が実施する取組に対する支援を拡充するとともに、静岡県産業振興財団などと連携した支援体制を構築しております。</p> <p>また、企業から要望があった検査機器等を浜松工業技術支援センターに整備し、地域企業の製品開発を後押ししております。</p> <p>さらに、自動運転の実証実験について、交通課題や道路環境が異なる都市部、郊外部、過疎部の3地域の公道にフィールドを拡大して実施してまいります。</p> <p>こうした取組を通じて、本県の基盤産業である自動車産業の持続的な発展を目指してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
お茶振興課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 茶産地の構造改革の推進</p> <p>3 内 容 急須で入れて飲むお茶の需要が減少し、一番茶の荒茶価格が低迷を続けているため、本県の茶生産者の収益性は低下傾向にあり、廃業する生産者や製造をやめる茶工場が増えています。今年度の県産一番茶も、1 kg当たりの単価が5年前の2,312円と比較して、約2割減の1,864円と大幅な下落となっています。</p> <p>一方、緑茶ドリンク用の原料茶や、輸出向けの抹茶や有機栽培茶などの需要は拡大していることから、本県では、茶産地構造改革を推進し、需要に応じた生産構造への転換を支援しています。生産意欲が高まるよう茶産地の構造改革を加速し、産地の再生に向けた経営支援と静岡茶の消費拡大に取り組み、茶業復興に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>急須で入れて飲むお茶の需要が減少し、需要と供給のミスマッチが生じていることを踏まえ、県では茶産地構造改革事業を設けて流通販売事業者と連携し、需要に応じた生産に取り組む生産者等に対し、その需要に応じた生産構造への転換に必要な機械の整備等の支援を行っております。</p> <p>令和元年度は、当初予算76,500千円を措置して9件を支援していることに加えて、9月補正にて54,000千円の予算措置を行い、新たに6件の取組を支援することで茶産地の構造改革の加速化を図っています。</p> <p>また、茶産地の再生に向けた経営支援や静岡茶の消費拡大を図るには、世界及び国内のマーケットを見据えた出口戦略に基づき、急須で入れる茶以外の静岡茶の新たなブランド価値を創出していく必要があります。今後は、生産者や茶商・加工業者をはじめ、飲料や機械メーカー、大学、研究機関及びマーケティング専門家等からなる静岡茶のブランド価値を生み出すためのプラットフォームを構築する予定です。</p> <p>今後も、異分野の事業者間の連携を支援することで生じるオープンイノベーションによって新たな需要を創出し、茶業復興に取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中遠農林事務所	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損事故）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 1件目の工事事故は、平成30年8月21日(火)、掘削中に水道管を破損させたもので、事故発生後速やかに支線分水栓を止水し、復旧作業を行い、同日中に復旧作業は終了しました。また、管路管理図が明確でなかったため、事故以降に試験掘削を行いました。</p> <p>2件目の工事事故は、平成30年10月12日(金)にボーリング機材を運搬中のトラックが排水施設（コルゲート）に接触し破損（ズレ・へこみ）させたもので、事故発生後、施設管理者（御前崎市）と協議し、復旧作業を行い、10月15日(月)に復旧作業は終了しました。また、運搬経路の危険箇所を事前に把握し、これを作業員等に周知徹底するよう指導しました。</p> <p>3件目の工事事故は、埋戻し作業中にバックホウのバケットが店舗の外壁に接触し破損（へこみ）させたもので、事故後、施設所有者と協議し、修理は所有者の指定業者で施工すること、修理費用は受注者が全額負担することです承が得られました。また、狭小箇所での作業時には、監視人を配置し周辺にロープ等を設置し細心の注意を払い施工するよう指導しました。</p> <p>② 今後の防止策として、事務所による「事前予告なし」パトロール等の強化と職員の意識向上に向けた工事安全研修等を開催し、建設工事現場における事故防止に努めます。また受注者に「地下埋設物・架空線のハザードマップ」の作成や危険予知訓練を通じた危険箇所の周知徹底をするよう指示し、受注者の安全意識の向上に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
道路企画課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 政令市への「地震・津波対策促進費交付金」交付額の算定誤り</p> <p>3 内 容 法人事業税の超過課税収入を原資として県が政令市に交付している「地震・津波対策促進費交付金」について、算定誤りにより平成27年度から29年度に両市に支払った交付金が過少となっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>算定誤りの原因は、交付要綱で定めている交付額算定に用いる様式に、別の集計表から転記する際、誤って転記していたものです。このため、再発防止策として、平成30年12月に交付要綱を改正し、交付額算定に用いる様式を同様の誤りが確実に生じない様式に改善しました。</p> <p>また、交付額の算定作業では新しい様式を用いるとともに、これまでチェックを行ってきた道路局の職員に加えて、管理局（現政策管理局）の職員もチェックを行い、交付額を算定しています。</p> <p>両政令市に対しましては、平成30年11月に本案件について説明、謝罪をし、平成27年度から平成29年度分の交付不足額については、平成31年2月定例会で補正予算を計上し、平成30年度分の交付額と合わせ、平成31年3月に両政令市に交付しました。</p> <p>今後も、これらの対策により、算定誤りの再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
砂防課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 砂防課の職員は、令和元年6月、電車内において、座席に置かれていた女性のバッグを自分のリュックサックの中に入れて車両を移動したところを男性に咎められ、窃盗の容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の事案発生直後には、臨時の局長会議を開催し、部長から各局長に対して、公務員としての自覚及び倫理意識の徹底について、厳しく指示しました。</p> <p>また、交通基盤部長名で「職員の倫理意識の徹底について」を通知し、公務外においても県職員として高い倫理観を持つよう、部内に周知しました。特に今回の事件が、飲酒後に発生したものであることから、飲酒した場合でも公務員として節度ある行動を行うよう強く呼びかけました。</p> <p>交通基盤部では、コンプライアンス意識の徹底のため、幹部職員と出先機関職員との意見交換会の実施、コンプライアンス推進月間における検定の実施や各所属での意見交換など、年間を通して不祥事根絶を目指した取組を進めています。</p> <p>当該職員の懲戒処分後においても、改めて「綱紀の厳正保持の徹底について」を通知し、飲酒後の節度ある行動やアルコール問題に関する相談窓口（ストレス・カウンセリング等）の積極的な活用について周知しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス意識の徹底のため、県で作成している「コンプライアンス通信」の活用、各所属での意見交換会や部内研修等を実施し、県民の信頼回復を図るべく、綱紀粛正の徹底、倫理意識の徹底に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公共用地課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 権限移譲事務交付金に係る事務処理件数の認定漏れ</p> <p>3 内 容 県から静岡・浜松両政令市に権限移譲した「国道、一級河川、二級河川の権利に関する登記の囑託」事務について、事務処理件数の認定漏れが発生していた。これにより、権限移譲事務交付金の支払不足が生じることとなった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、誤った内容の実績照会様式を作成し、照会したことにより、事務処理件数の認定漏れが発生したものであり、事実発覚後、速やかに様式を改めました。</p> <p>なお、認定漏れに伴う権限移譲事務交付金の支払不足額については、両政令市と協議の上、平成31年3月29日に交付しました。</p> <p>再発防止策として、経営管理部が作成した積算作業チェックシートを用い、①移譲事務の根拠法令条項と事務内容との整合性、②積算根拠及び事務処理件数の確認とその照合方法等を複数職員でチェックを行うこととしました。</p> <p>今後も上記取組を徹底し、事務処理件数の認定漏れが起きないように努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工事検査課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設工事の安全対策の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、建設工事の安全対策目標を「県工事における死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」と掲げ、「交通基盤部工事事務事故防止行動計画」に基づいた官民一体の取組を進めています。しかしながら、平成30年度においては事故発生件数が減少しているものの、依然として、第三者事故は高い水準が続いています。</p> <p>このことは、技術者不足や重層構造の工事施工体制による安全意識の不徹底により、事故発生リスクの想定力が低下していることがその一因と考えられます。</p> <p>県工事事務事故ゼロの目標を達成するため、受注者及び発注者の双方が危機意識を持って取り組むような意識付けが必要であり、作業員一人一人まで行き届くような実効性を高める対策を検討し、事故防止の取組を強化するなど、建設工事の労働災害及び公衆災害の防止等の一層の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事の安全対策については、平成30年10月に「工事事務事故防止行動計画」を策定し、これに基づき、予想される事故対策リスト（以下「リスト」）とハザードマップ（以下「マップ」）を使った事故対策PDCAを柱とした取組を進めました。その結果、平成30年度の事故件数は、前年度比約33%減と大幅に減少しているものの、第三者（物損）事故は依然として8割を占める状況が続いています。</p> <p>そのため、第三者事故の原因として考えられる「事故リスクの想定が不十分」「作業員一人一人まで周知されていない」などの課題に対し、以下のとおり取組を強化しました。</p> <p>①リストの確認は、担当監督員だけでなく、主任・総括監督員等複数体制で行う。</p> <p>②マップは、日々の危険予知活動で活用できるような大きさと、分かり易くリストと併せて掲示するものとし、工事進捗に伴う想定リスクの変化に応じて更新するように業者を指導する。</p> <p>③現場パトロール時には、マップの掲示方法や内容の妥当性、リストの事故対策、リスト以外に想定される事故リスクの有無を確認する。</p> <p>④現場代理人がリストとマップを活用し、日々の危険予知活動や、毎月の安全に関する研修・訓練、新規入場者教育、資材搬入業者教育等を行うよう指導する。</p> <p>今後は、上記の取組を徹底し、継続的に受発注者の安全意識の啓発を図り、建設工事の労働災害及び公衆災害の一層の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
景観まちづくり課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 伊豆地域等の景観形成の推進（屋外広告物対策）</p> <p>3 内 容 東京2020オリンピック・パラリンピックは、本県の伊豆地域や東部地域に国内外から多くの人々が訪れることが期待できることから、この地域の美しい景観をアピールする絶好の機会となります。</p> <p>このようなことを背景として、交通基盤部では市町と連携し、伊豆地域及び富士山南東麓地域における違反看板の撤去に取り組んでおり、県が担当する町域では所管土木事務所の担当職員を増員するなどして指導を徹底し、着実に成果を上げています。</p> <p>しかしながら、一部の市で進捗の遅れが見受けられることに加え、今後は是正に応じない所有者や所在不明の所有者への対応など、一層困難な状況となることも想定されます。</p> <p>全ての違法看板を撤去するため、より一層、市町と密接に連携して粘り強く交渉を重ねるなど、伊豆地域及び富士山南東麓地域の美しい景観形成の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>違反広告物対策については、伊豆半島景観協議会や富士山地域景観協議会において、是正事例を共有し、進捗管理を行うとともに、担当者によるワーキンググループを開催し、残る案件について課題を共有し、県と市が一丸となって具体的な指導方針やスケジュールを検討するなど、連携を密にして取り組んでいます。</p> <p>進捗が遅れている一部の市域においても、県職員が現場に出向き、市の職員と一体となって、具体的な指導方策を検討するなど、積極的な支援を行っており、現在市は、令和元年内を目途に全ての案件について口頭指導を終える計画として着実に是正指導を進めています。</p> <p>また、所有者不明の案件については、所有者調査を進めるとともに、土地所有者には是正の協力を依頼するなど、是正に向けて取り組んでいます。</p> <p>これまでも粘り強く丁寧の説明することで、改善に至った事例も多いことから、精力的に取組を重ねることで、是正につなげていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
建設業課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設産業における働き方改革と担い手確保対策の推進</p> <p>3 内 容 建設従事者の高齢化や若年層の減少、長時間労働の是正等への対応を求められる中で、建設産業が社会資本整備や災害復旧等の役割を果たし続けていくためには、働き方改革や将来にわたる担い手の確保が急務となっています。</p> <p>このことから、交通基盤部では、「静岡県建設産業ビジョン2019」を策定し、「働き方改革の推進」「担い手の確保・育成」「建設現場における生産性の向上」「経営の安定化と地域力の強化」「美しい景観の創造力向上」の5つの柱を掲げ、各施策に取り組んでいます。</p> <p>建設産業が魅力ある産業への転換を図るため、県工事における週休2日工事の実施拡大と発注・施工時期の平準化等にスピード感をもって取り組むとともに、建設業界と行政が役割分担と連携のもと、各施策の確実な進捗管理と評価・改善によりビジョンの推進を図り、「給料」「休暇」「希望」「きれい」の新4Kの実現に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>人口減少や少子・高齢化に伴う生産年齢人口が減少する中で、建設産業に求められる役割を果たし続けていくためには、働き方改革や将来にわたる担い手確保・育成が喫緊の課題です。</p> <p>このため、平成30年度に策定した「静岡県建設産業ビジョン2019」では、「働き方改革の推進」「担い手の確保・育成」など5つの柱を掲げており、これに基づき建設業団体との意見交換や発注者協議会等を通じた市町との連携を通じ、実効性を持った取組を行っており、ビジョンの方策の取組状況、達成状況については、毎年度開催する静岡県建設業審議会においてフォローアップを行っていきます。</p> <p>また、令和元年度からの工事着手日選択型工事の本格実施、債務枠の着実な活用など様々な取組により、発注・施工時期の平準化にも取り組んでいます。</p> <p>さらに、建設産業の働き方改革を推進する観点から、週休2日を条件とする休日確保型入札を試行しておりますが、週休2日の実施に必要な費用計上、適正な工期設定を行うとともに、対象工事の拡大や受注者希望型の導入など新たな対応策を検討しています。</p> <p>建設産業を取り巻く環境変化に的確に対応し、ビジョンに掲げた様々な施策に官民が連携し、スピード感をもって取り組むことによって、「給料」「休暇」「希望」「きれい」の新4Kを実現し、建設産業が夢や誇りのもてる魅力ある産業となるよう努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、土木防災課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 河川災害における総合的な対策の推進</p> <p>3 内 容 近年、集中豪雨等による河川の氾濫や浸水被害などの河川災害が全国各地で頻発しています。</p> <p>交通基盤部では、これまでも「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」を念頭に、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」を減災目標として、技術的見地から住民の避難支援に取り組んでいます。</p> <p>今後も住民の河川災害に対する正しい理解の促進や「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図るため、県・市町の危機管理部局との役割分担とより一層の連携のもと、洪水ハザードマップの作成支援や中小河川における避難判断目安の設定支援など住民一人一人が「いつ」「どこへ」「どの経路」で避難すべきかイメージできる実効性のある住民の避難支援に万全を期すよう取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>河川の氾濫や洪水に対して、県内8地区に設置した水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」による取組を進めています。その取組においては、「逃げ遅れによる被害をなくすこと」、「氾濫発生後の社会機能を早期回復すること」を共通の減災目標とし、国、市町、県（危機管理部、交通基盤部等）、関係機関が連携し、令和3年度末までにそれぞれの取組方針の達成に向けて、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進しています。</p> <p>具体的には、河川のハード対策として、国の交付金を活用して河川整備を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により、河川の流水を阻害する樹木の伐採や堆積土砂の掘削等を集中的に進めます。</p> <p>また、ソフト対策としては、「大規模氾濫減災協議会」の取組項目の一つであるハザードマップ作成について、令和3年度末までに、関係する全ての市町で完了する計画としています。このため、交通基盤部では、国や危機管理部と連携しながら、水害リスク等を含めた洪水浸水想定区域やハザードマップ作成方法等の説明や研修を関係市町に対して行い、市町のハザードマップ作成が適切に行われるよう支援しています。</p> <p>そのほか、県内105か所に設置した危機管理型水位計の観測データの蓄積を進めるとともに、住民避難につながる水位情報の提供に努めます。</p> <p>今後も交通基盤部では、県・市町の危機管理部局と連携し、サイボスレーダーによる雨量・水位等</p>	

の情報や洪水浸水想定区域等の水害リスク情報を丁寧かつ適切に発信することにより、実効性のある住民避難の支援に取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度から令和元年度にかけて実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>袋井土木事務所では、平成30年度から令和元年度にかけて、第三者事故7件、工事等の関係者事故1件と、第三者事故等が多発していますが、第三者事故等防止に向けて、プロジェクトに取り組んでいます。</p> <p>具体的には、平成28年度より「袋井土木事務所工事事故撲滅プロジェクト」を実施し、他に先駆け「ハザードマップ」や「チェックリスト」の作成を「工事事故防止に関する特記仕様書」に明記するとともに、事故発生の状況や再発防止対策等を記載した「工事事故対策通信」を毎月発行し、土木事務所内への掲示や受注者に配布を行い、各現場の安全対策の徹底や官民一体となった安全意識の高揚に努めてきました。</p> <p>これらの取組は、平成30年8月策定された「工事事故防止行動計画」として、全県の工事事故防止対策として取り組んでいます。</p> <p>また、各現場の抜き打ち安全パトロールの毎月1回以上の実施を目標に、平成30年度には92回、延べ423か所の抜き打ちパトロールを実施し、例年工事事故が多く発生する傾向にあった第4四半期における工事事故の発生を防ぐことができました。令和元年度の上半期においては、42回、145か所の抜き打ちパトロールを実施しています。</p> <p>これらにより、過去3年間の事故発生件数も、徐々にではありますが減少傾向となってきたことから、これらの事故防止対策を引き続き実施するとともに、工事に携わるすべての関係者が安全意識を持ち、安全に対する取組が徹底されているかを、段階確認時やパトロール時に確認・指導を行い、工事事故防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。</p>	

【措置の内容】

2件の交通加害事故は、停車中の車両に追突した事故と、車両の方向変換のため後退した時に起きた事故であり、運転者の不注意や確認不足が原因で発生したものです。

職員の交通事故については、交通事故を起こした職員に対して厳重に注意するとともに、隔週開催する所内の課長会議を通じて事故事例を説明し、意見交換を実施して機会あるごとに注意喚起を行っています。

また、セーフティチャレンジラリー150への全職員参加、交通安全事故防止コンクール（静岡県安全運転管理協会主催）への参加、交通安全DVDの視聴等の取組に加え、庁舎敷地内への啓発のぼり旗の常時設置や交通安全標語の所内掲示、名刺サイズの交通事故対応マニュアルの全職員への配布等により、職員の交通安全意識の高揚を図ってきました。

さらに、令和元年度には、従来の取組に加えて、公用車を運転する前に毎回、安全運転宣言表に安全運転に関する宣言を記入する取組により、交通事故の再発防止に取り組んでいます。

今後も、常日頃から職員の交通安全に対する意識啓発を図り、職場内の交通安全対策の徹底に努め、交通事故防止に取り組めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
会計課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該職員に対しては、交通違反の報告を受け、速やかに所属長が面談し、自らの意思で完全に防止できる飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転のいわゆる交通三悪は絶対に起こさないよう強く指導しました。</p> <p>また、所属全職員に対しても、人事評価における面談等の機会を捉え、所属長から個別に交通安全の徹底を指導しました。</p> <p>さらに、出納局全体の再発防止策として、平成30年8月に臨時所属長会議を開催し、夏季休暇取得の時期でもあり外出の機会が増えることを踏まえ、改めて交通事故並びに交通三悪を起こさないよう強く注意喚起しました。</p> <p>なお、発生直後のみならず、出納局内の幹部職員会議において、毎回各所属長に対して、機会あるごとに交通安全を各所属職員に呼び掛けるよう指示しているほか、交通安全県民運動の機会を捉えた経営管理部通知の周知徹底などにより、交通事故並びに交通三悪を起こさないよう繰り返し強く注意喚起しております。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて、交通安全の取組をきめ細かく進めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業局東部事務所	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な設計変更事務及び監督業務</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した工業用水道送水管布設替工事において、本来は別契約とすべき建築物の新築工事を設計変更により追加施工した。また、完成検査に当たって総合評価落札方式（簡易Ⅰ型）における技術提案の履行の有無を確認せず、工事成績評定の項目を誤って評定を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>再発防止を図るため、発注時の業種と異なる追加工事が必要となる場合には、工事の内容、設計、工法等について当所における検討会に諮り、より慎重な検討を行うこととしました。また、総合評価落札方式における技術提案の履行確認及び工事成績評定を適正に実施するため、完了検査の都度、建設工事検査要領の工事検査記録により入札方法を把握し、総合評価方式活用ガイドラインにある履行確認シートを確認するとともに、人事異動により監督員等が交代する場合には、工事成績評定項目等の重要事項を明記し、後任者へ確実に引き継ぐこととしました。</p> <p>さらに、当所全職員を対象とした講習会を開催し、今回の事案の発生原因や対応策を解説し、再発防止に向けた周知及び注意喚起を行いました。</p> <p>今後も適切な事務の執行に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故を起こした職員に対して所属長から厳重注意と指導を行いました。また、定例の課長会で所属長から各課長等に対し、交通安全の徹底と交通事故防止について全職員への指導を指示しました。</p> <p>また、職員の交通安全意識の向上を図るため、平成30年度に作成した「交通事故対応マニュアル」を職員に配布し常に携帯させるとともに、全職員を対象とした交通安全ビデオの視聴による交通安全講習会を実施しました。</p> <p>今後も、交通事故防止対策や交通安全対策に取り組み、一層の交通安全意識の向上を図り、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業局西部事務所	令和元年9月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の多発 3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。	
【措置の内容】 事故を起こした職員に対して所属長から厳重注意と指導を行いました。また、定例の課長会で所属長から各課長等に対し、交通安全の徹底と交通事故防止について全職員への指導を指示しました。 また、職員の交通安全意識の向上を図るため、全ての職員を対象とした交通安全ビデオの視聴による交通安全講習会を実施しました。その他、企業局全体の取組として平成30年11月に「交通安全1人1宣言」を実施し、平成31年3月には職員参加型交通安全講習会を実施しました。 今後も、交通事故防止対策や交通安全対策に取り組み、一層の交通安全意識の向上を図り、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
がんセンター局	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が14件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故報告の際、当該職員に対し、事故原因をはっきりと認識させ、今後の事故防止について丁寧に指導するとともに、所属長を通じ嚴重注意を行いました。また、がんセンター局内の各管理会議において、職員の交通安全意識の向上及び交通安全の徹底を呼び掛けています。特に事故件数の多い看護部門や若い新規採用職員に対しては、部内会議、新規採用職員研修会において交通事故削減に向けた呼び掛けを率先して行っています。</p> <p>さらに、職員に交通安全の重要性をより深く認識してもらうため、令和元年12月10日、裾野警察署交通課職員を講師に招き、交通安全講習会を開催しました。また、業務等により欠席した職員に対しては、パソコンでビデオ受講ができる環境を整備しており、一人でも多くの職員が受講できるようにしています。</p> <p>年末年始及び交通安全県民運動期間中等においては、交通安全意識の啓発について職員用電子掲示板に掲示し注意喚起しているほか、当センター周辺の交通事故マップを適時更新し、安全運転のポイントや職員による交通事故の傾向や注意すべき点等の情報を定期的に発信しています。</p> <p>今後とも、県民の信頼を損なうことがないよう、当センター内の情報通信媒体、会議、研修会等のあらゆる機会を通じて、一層の交通安全意識の向上を図り、交通事故の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課、義務教育課、高校教育課、 特別支援教育課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 教職員の不祥事根絶への取組</p> <p>3 内 容 これまで教育委員会では、教職員の不祥事根絶に向け、組織及び個人それぞれに対する多角的な取組を実施してきたところですが、依然として不祥事が発生しています。</p> <p>平成30年度の懲戒処分件数は合計で23件と前年度の14件から大きく増加する中、そのうち、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の処分が6件発生し、交通事犯の処分が8件発生していました。</p> <p>教職員による不祥事は、児童生徒・保護者・地域住民からの信頼を失う行為であり、様々な面で学校運営に支障をきたすものであります。</p> <p>改めて、教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力をしながら、これまでの取組を総点検のうえ、原因分析に基づく実効性のある不祥事再発防止対策の徹底に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度の懲戒処分事案のうち、児童生徒に対するセクハラ・わいせつ行為の処分が増加している状況を受け、令和元年度は、児童生徒へのセクハラ・わいせつ行為の防止に重点的に取り組むこととし、5月に各校種の校長や事務長等から構成される「不祥事防止対策チーム」を立ち上げ、定期的に検討会を開催しています。</p> <p>検討会では、過去の処分事例における発生原因の分析を行い、課題を明らかにし、不祥事防止の「視点」として、それぞれ対策を検討しています。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 事犯を繰り返さない仕組みづくり 過去の不祥事案を類型別に分析し、データベース化するなど情報共有し再発防止に活用</p> <p>② 一人一人の意識改革 学校の特異性や不祥事の影響（社会、人生）に関する啓発資料作成、のSNSルール再徹底</p> <p>③ 不祥事の芽に気付く風土づくり 風通しの良さを点検・改善するための管理職用チェックリストの実施、児童生徒にリーフレットを配布し、セクシャル・ハラスメントの基礎知識を周知するとともにアンケートを実施</p> <p>④ 人事管理上の対策 経験者研修や職階別研修等の在り方見直し、改善</p>	

などの不祥事防止対策を検討しており、今後、検討結果をまとめ実施してまいります。

また、交通事犯に関するものが8件（うち、酒気帯び運転1件）と平成29年度から増加しています。通知等による注意喚起をしてきたにもかかわらず、交通事犯の根絶には遠い状況にあり、平成30年度に引き続き、県立学校教職員一人一人に向け、事故削減プログラムを直接配信し、ヒヤリハット動画の視聴などを通して交通事故防止を自分事として捉える取組を実施しています。プログラムは毎月1日に更新され、教育総務課から教職員一人一人に受講を呼びかけております。平成30年度の受講率は80%を越えており、今後も受講を呼びかけていきます。

なお、市町立（政令市を除く）の小中学校に対しても受講に必要なIDを交付し、教職員の受講を呼び掛けており、教育委員会全体で交通事犯の防止に取り組んでまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育政策課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ICTを活用した教育の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、新しい時代に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を有する人材を育成するため、令和3年度までに全ての県立学校へプロジェクタ、タブレット端末、無線LANを導入するなど、ICT機器を効果的に活用した授業の実現を目指しています。</p> <p>また、来たるSociety5.0の時代の授業は、児童生徒が最先端のICT機器も活用しつつ自ら課題を発見し解決できる想像力豊かな人材を育成する場となり、個々に合わせた学習内容を提供する方式が主流となることで、教員の役割は、子どもたちの学びをサポートし動機づけることになるとされています。</p> <p>このような中、本県公立学校の実態として、「普通教室の無線LAN整備率」が1位になるなど、ICT環境整備の状況は全国上位にある一方、教員の意識として、「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」は42位と、教員のICT活用指導力の状況は全国でも低位にとどまっています。</p> <p>教育委員会では、新ビジョンで「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」の成果指標を設定していますが、今後は自信を持って指導に当たれるよう、県内の教員全体のICT活用指導力のさらなる向上に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、意識調査によるもので、ICT機器が十分整備されていない中では、教員のICTを活用した授業に対する戸惑いが現れていると考えられます。</p> <p>このことを受け、県立学校ではICT機器を授業で日常的に使用できる環境を計画的に整えるとともに、ICT支援員の派遣や、「ICT活用授業力向上研修」「授業におけるタブレット活用研修」などの研修を実施してきました。</p> <p>今後は、引き続き研修を実施し、教員が自信を持って授業を行うことで、さらなるICTを活用した指導力の向上につながるよう努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康体育課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 「本県が目指す運動部活動」の推進</p> <p>3 内容 教育委員会では、静岡県の今後の部活動の在り方について検討を行い、平成30年4月に「静岡県部活動ガイドライン」を策定しています。</p> <p>ガイドラインでは、体力向上、人格形成及び社会性の育成などの部活動の意義や役割、適切な部活動の実施に向けた活動時間、休養日の設定、工夫した運動部活動の運営や運動部活動顧問への支援など、本県が目指す部活動の在り方を示しており、これを踏まえ、市町教育委員会、県立学校が部活動の方針を策定し公表することで、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進が期待できるものとなっています。</p> <p>今後は、「静岡県部活動ガイドライン」を踏まえた、市町教育委員会又は県立学校における個別方針の策定・公表状況を検証し、本県が目指す新しい運動部活動の普及に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>○ 運動部活動検討委員会の実施</p> <p>本県が目指す運動部活動の推進に向けて、令和元年7月に運動部活動検討委員会を実施し、持続可能な部活動の在り方について検討しました。今後、第2回運動部活動検討委員会を実施し、子供たちのスポーツ機会の確保のため、地域と連携した部活動や、効率的、効果的な部活動の推進について協議するとともに、「静岡県部活動ガイドライン」に記載している内容についても再検討していきます。</p> <p>○ 「学校の部活動に係る活動方針」の検証調査の実施</p> <p>令和元年10月に県立高校に対して「学校の部活動に係る活動方針」の検証調査を実施しました。現在、各学校の取組方針や運用状況を確認しておりますが、各学校の個別方針の策定状況、公表状況についても検証し、子供たちにとって望ましい本県が目指す部活動の推進に向けて、指導してまいります。</p> <p>○ 外部指導者の資質向上及び派遣</p> <p>本県が目指す新しい運動部活動の普及に努めるため、令和元年6月及び7月に外部指導者の研修会を実施したところですが、生徒、保護者の多様なニーズに対応し、外部指導者の資質向上のための研修の充実に努めるとともに、外部指導者の円滑な活用に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から平成30年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>・交通事故発生時の措置</p> <p>事故発生時の当日または翌日に当該職員から事故の報告を受け、事情聴取を行いました。事故の状況・原因、相手・本人の怪我等の実態の把握、警察・保険会社等への迅速な連絡・処理ができていますか確認しました。</p> <p>校長から、各当該職員に対し、少しの油断で被害者だけでなく自身や家族の生活も一変させかねない危険性と責任の重大性について注意喚起しました。</p> <p>・職員への交通安全意識の高揚</p> <p>交通事故が発生した場合、職員の意識徹底を図るため、朝の打合せにおいて校長・副校長から全職員へ事故防止に関する注意喚起をしています。</p> <p>平成29年度は「安全運転事故チェックリスト」を用いた確認を3回実施し、集計結果に基づきグループワークを行い、意見交換することにより交通安全意識の高揚に努めました。また、平成30年2月には外部講師による交通安全研修会を実施しました。</p> <p>平成30年度は、県教育委員会から送付される「コンプライアンス通信」の交通事故・飲酒運転事例を職員会議資料として注意喚起を行いました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、全項目を終了するよう促し、すべての職員が100%実施しました。</p> <p>令和元年度についても「コンプライアンス通信」の活用とともに、事故削減プログラム「e-ラーニング」は10月配信分まで全職員100%実施済みとなっています。</p> <p>・今後の防止対策</p> <p>今回の監査結果を受け、交通加害事故が何日間起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、数値で見える化することにより、交通安全意識が一層高まるようにしました。</p> <p>今後とも事故削減プログラム「e-ラーニング」など交通安全及び交通事故防止対策に関する資料等を活用した教職員への注意喚起、交通安全研修等の実施を通じて、交通安全意識の徹底を図り、職場全体で交通加害事故の防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松江之島高等学校	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故等）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度の3件の事故は、いずれも本人が十分な注意を怠ったことが原因です。当該職員には事件直後に校長が嚴重注意をし、事故防止について指導しました。</p> <p>平成30年度の事故の反省に立ち、平成31年4月から、以下の取組を行うことで教職員の交通法規に対する意識を高め、交通加害事故の再発防止について努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通意識向上のための研修プログラム）に対して教職員全員が取り組み研修を完了していくことを毎月管理職から呼びかけています。未修了の教員に対しては何度も管理職から声掛けをして、一日でも早く研修を終えるよう働きかけています。 2 監査結果を受けて、令和元年10月から交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故メーターを設置し、教職員が交通法規を遵守することを強く意識することを促し、職場全体で無事故状態を維持していこうとする雰囲気を作ります。 3 平成31年4月から毎月の職員会議で、交通法規の遵守を含めたコンプライアンス意識向上のための研修を行っています。静岡県教育委員会から出される「コンプライアンス通信」などを使いながら、教職員一人一人が法令を遵守しながら職務に当たっていくことをより徹底して意識していきます。今後交通法規や交通安全に関する校内研修を計画し実施していきます。 4 PTA理事会や学校評議員会などでも教職員の交通事故防止についての具体的方策を相談し、外部からの交通安全に関する評価をしていただき、共有化していきます。そこでの評価を生かしながら、組織的に交通事故防止に取り組めます。 5 生徒に対する交通安全指導に生徒課だけではなく、多くの教職員が加わることにより、各自が交通法規を指導する立場の職にあることを自覚し、自らの交通安全意識につなげて遵法意識を高めていきます。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津特別支援学校	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 平成31年度に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>著しい速度超過の交通違反を犯した当該職員には厳重注意をし、安全運転意識の徹底を指導いたしました。またその後の職員全体打合せにおいて、交通事故・交通違反防止の注意喚起を行いました。</p> <p>教職員一人一人が安全運転に関する意識を高め、交通事故・交通違反を未然に防止するため、以下のとおり継続的な取り組みを実施しています。</p> <p>(1) 校内の交通安全を推進するために、各学部と事務部の職員代表で交通安全促進委員会を設置し、管理職からだけでなく、職員の代表から交通安全を呼び掛けるようにしています。</p> <p>(2) 平成27年度より、年度当初に全職員に「交通安全 自己目標シート」を配布し、交通安全事故ゼロに向けての自己目標を各自で記載することを毎年実施しています。令和元年度も1学期末には、シートに自己評価を記入の上、提出することを求めました。2学期以降も学期末に交通安全自己評価を継続して実施します。</p> <p>(3) 交通安全自己目標を「私の目標」の短冊に記入し、常に意識できるよう各自の机上に貼るなどして、常に目標を意識できるようにしています。</p> <p>(4) 毎月配信される事故削減プログラム「e-ラーニング」（交通安全意識向上のための研修プログラム）の100パーセント実施を呼びかけています。</p> <p>(5) 県教育委員会から懲戒処分の公表があった場合は、朝の全体打合せで伝え、掲示板に「コンプライアンス通信～信頼にこたえる」を掲載し、全職員に交通事故・交通違反に対する注意喚起を行っています。</p> <p>(6) 交通安全促進委員会でキャッチフレーズを考え、令和元年9月より、各職員室内に大きく掲示し、「事故0(令)の輪(和)」を呼び掛けています。</p> <p>(7) 今後は交通加害事故が何日間発生していないかを表す「無事故メーター」を各職員室に設置し、無事故無違反の継続に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通規制課	令和元年9月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 公安委員会の意思決定のない駐車禁止標識の設置 3 内 容 平成26年8月から平成30年8月までの間、公安委員会による駐車禁止規制の意思決定がされていない区域に駐車禁止標識を設置し、これにより交通取締りを行った。	
【措置の内容】 本件事案の原因は、交通規制に関する公安委員会の意思決定の取得手続において、警察署が警察本部への当該駐車禁止規制の上申を失念したまま、警察本部に対して道路標識の設置工事の上申を行ったことに加え、警察本部において、上申された工事が意思決定を欠くものであることの確認がなされていなかったことなどにあります。 このため、警察署においては、公安委員会の意思決定に係る上申と道路標識等の工事に係る上申を同時に作成した上で警察本部へ送付するとともに、道路標識の設置等の際に当該交通規制の意思決定の内容や工事の設計どおりに行われているか確認するほか、警察本部においては、警察署からの上申が双方適正に作成されているか確認し、当該交通規制の意思決定に基づいて工事の発注を行うなど、再発防止に取り組んでおります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田警察署	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故当事者に対し、副署長から <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転の基本の徹底及び緊急時にこそ落ち着いた行動を取ること ○ 漫然運転とならないよう、前方注視を徹底すること を指示しました。 ・ 事故後、各課・交番等の代表者で構成する交通安全会を開催し、署員の間で事故原因及び事故防止策について検討しました。また、その結果を交通安全会会報において <ul style="list-style-type: none"> ○ 急いでいるときほど、必ず目視で確認すること ○ 助手席勤務員は、車両を後退する際は必ず降車して誘導することとし、降車する際にも運転手に注意喚起の一言を掛けること を事故防止策として実践していくことを署員に通知し、再発防止を図りました。 <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を高揚させるため、公用車の運行前点検のほか自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、平成30年6月頃から平成31年3月までの間、ホテル等において、顧問を務める部活動の部員である女子生徒1人に対し、複数回わいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回起きた不祥事を教職員全員で真摯に受け止め、二度と不祥事を起こさないよう職員全員で平成31年4月から再発防止に向け、次の4点に取り組んでいます。</p> <p>1 SNSでの教師と生徒との個人的なやりとりが今回の不祥事の発端でしたので、教職員と生徒との個人的なメール等のやりとりの禁止を徹底しました。加えて、各部活動等におけるSNS利用状況を調査し、厳格で透明性の高いルールを定め、遵守しています。</p> <p>2 毎月1回不祥事根絶研修会を行い、教職員の法令順守意識の向上を図っています。「少しぐらいなら大丈夫だろう」といった心の緩みが不祥事の原因となり得るため、万事ルールを厳守することを、研修会を通じて繰り返し訴えています。また、研修会では、グループ討論を導入し、教職員間で互いに相談しやすく話しやすい環境を整えています。</p> <p>3 対処すべき問題が発生したとき、教職員が一人で抱え込まないよう、複数の教職員(チーム)で情報を共有し、解決策を探り、バックアップしていく体制をつくりました。クラス正・副担任、学年集団、分掌集団、相談できる仲間の集団などのチームが、互いに支え合うような環境になりました。</p> <p>4 管理職が、これらの取組状況を常に検証しながら、管理職と教職員との面談や声掛けの機会を増やすなどし、教職員がストレスや困り感を抱いていれば、適切に指示を出して状況の改善に努めます。またスクールカウンセラー等の相談員にも協力をいただき、生徒のみならず教職員のメンタルヘルスの改善にも努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松中央警察署	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特別公務員暴行陵虐事案の発生</p> <p>3 内 容 浜松中央警察署の警察官は、令和元年5月、ストーカー事案の被害者である女性宅において警戒中、同女性に抱きつき、着衣の裾をまくり上げ、卑猥な言動をするなどのわいせつ行為をし、陵虐した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <p>1 臨時訓示教養の実施 本件事案発生直後、全署員を対象とした署長による臨時訓示教養を実施し、職務倫理の基本の再認識や県民の信頼回復に努めることなどを指示しました。</p> <p>2 職務倫理小集団検討会の実施 署員を小集団に編成して職務倫理に関する検討会を行い、本件事案の発生原因や今後の再発防止策等について討議しました。</p> <p>3 幹部による若手職員の生活実態の確認 幹部が独身寮等を訪問して、居住する若手警察官の生活実態を確認しました。</p> <p>4 業務上の不適正事案と各種事故の防止対策の実施 本件事案の発生を受けて、署内全課において、職員一人ずつが、業務上生じ得る不適正事案の事例とその防止方策を発表し、幹部が補足指導等を行いました。</p> <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <p>1 本部長通達の発出による注意喚起 「適正な職務執行の徹底について」により、単独で異性と接触する場合における具体的な指導の徹底を指示しました。</p> <p>2 本部長通達の発出による若手職員への指導の徹底 「若手警察職員への身上把握・指導の徹底について」により、採用5年未満の若手警察職員に対する指導教養の徹底を指示しました。</p> <p>3 首席監察官メモの発出による指導教養の喚起 警察本部各所属の次席以上に対して、非違事案防止教養の徹底を指導しました。</p> <p>4 首席監察官等による所属巡回指導 首席監察官等が各警察署を巡回し、所属長に対して身上把握・指導の徹底を具体的に指導しまし</p>	

た。

5 若手警察職員による非違事案防止検討会の開催

採用5年未満の若手警察職員を小グループに分けて招致し、非違事案の類型ごとに集団討論を行わせ、意識の向上を図りました。